

## 平成29年第1回印西地区消防組合議会臨時会

### ○議事日程（第1号）

平成29年7月4日（火曜日）午後2時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第 2号 財産の取得について
- 日程第 6 議案第 3号 財産の取得について
- 日程第 7 議案第 4号 平成29年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 報告第 1号 継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第10 同意第 1号 印西地区消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（10名）

1番	長谷川	則夫
2番	山崎	幸雄
3番	川上	正紀
4番	近藤	瑞枝
5番	岩崎	成子
6番	広沢	修司
7番	山田	喜代子
8番	板橋	睦
9番	竹内	陽子
10番	酢崎	義行

---

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	伊澤	史夫
副管理者	板倉	正直
会計管理者	伊藤	研一
消防長	須藤	達也
消防本部次長	浅野	富夫
総務課長	豊田	徳之
警防課長	石井	幸夫
牧の原 消防署長	川上	秀人
印西 消防署長	伊藤	実
白井消防署長	中澤	厚元

---

○議会事務局出席職員氏名

書記長	山下	浩一
書記	佐藤	秀行
書記	徳島	宏樹

---

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時08分)

○議長（酢崎義行） 皆さん、こんにちは。本日は、公私ともご多忙のところ、ご参集いただきましてありがとうございます。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（酢崎義行） 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりです。ご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（酢崎義行） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、

1番 長谷川 則 夫 議員

2番 山 崎 幸 雄 議員

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（酢崎義行） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

○議長（酢崎義行） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（酢崎義行） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告します。

次に、監査委員より平成28年11月から平成29年2月までの例月出納検査及び定期監査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期臨時会の説明員の出席要求を行ったところ、出席通知のありました者の職氏名の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、平成29年6月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酢崎義行） 日程第4、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第1号にかかわる説明の前に、さきの平成29年第1回議会定例会において報告させていただきました当組合の職員が逮捕された不祥事案につきまして、裁判結果について報告させていただきます。

本年1月12日に犯罪による収益の移転防止に関する法律違反容疑で逮捕された職員について、6月21日に懲役2年6カ月、執行猶予4年の刑が確定したことから、地方公務員法第28条第4項の規定により失職となりました。今後、消防長を中心に職員一丸となって綱紀粛正及び信頼回復のため、より一層努めてまいりますので、ご理解をいただきますよう何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第1号についてご説明いたします。

本案は、印西市消防署大規模改修及び増築工事請負契約の締結をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び印西地区消防組合において制定すべき条例のうち、印西市条例を準用する条例第2条の規定により準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札手続及び契約の概要の詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（須藤達也） 議案第1号について補足説明をさせていただきます。

初めに、入札手続についてご説明いたします。本件につきましては、事後審査型制限つき一般競争入札により執行したものでございます。本年4月20日に入札等審査会を開催し、入札参加要件を決定し、5月15日に入札の公告をしたところ、11者から入札参加の届け出がありました。6月8日、3者辞退により8者による入札を行った結果、広島建設株式会社が4億5,900万円で落札候補者となり、事後審査の結果、資格要件に該当しておりましたので、同社と消費税を含めました4億9,572万円で契約するものでございます。

以上が入札手続の経緯でございます。

続きまして、契約の概要についてご説明いたします。お手元の審議資料、議1—1ページをごらんください。本案は、竣工から33年が経過した印西市消防署の老朽化及び実施設計の中で、平成28年12月に実施した耐震診断結果により、災害応急対策を実施する消防署として、機能強化を図る必要があることから、庁舎の大規模耐震改修及び増築工事を実施するものでございます。

工事をいたします庁舎は、防災拠点として既存及び増築部分を含めて高い耐震性を有し、一般行政機関としての機能、24時間勤務体制として職員の業務と生活の両面に配慮した機能及び各種災害等に対応するため、訓練及び体力錬成を常時行うことができる機能を備えた庁舎として、既存庁舎棟及び南側に増築する事務所棟ともに2階建て鉄筋コンクリート造となっております。

竣工年度につきましては、平成29年度、30年度継続事業として、契約工期は、平成31年3月15日までとしております。

なお、審議資料の議1-2ページには開札調書を、議1-3ページから議1-10ページには配置図、各階平面図、立面図並びに建築パースを添付してございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） このことについて、最初に全部質問してからやったほうがいいですね。

○議長（酢崎義行） はい。

○7番（山田喜代子） では、まず最初に開札調書のことです。これは3者も辞退があったということで、なぜ3者の辞退があったのか、もうこれは結果だと言われればしょうがないのですけれども、この3者辞退の原因というか、つかんでいましたら、お伺いしたいと思います。

それと、これ改修しながら消防の機能は続くわけですけれども、その間、職員の勤務状態に支障はないのか、どう対処していくのか、その点を伺いたいと思います。

それと、この配置図をちょっと見ましたところ、前にお配りいただいた資料とちょっと照らし合わせてみました。そこで、ちょっとかなり何点か違いがあったので、その点をお伺いしたいと思います。配置図の1-3のところですが、1-3のどこと言ったらいいでしょうか、前のところにはグレーチングというか、その位置が結構右端にあったのですけれども、今回、表の位置がかなり変わっているの、それはどういことなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。場所、おわかりになるでしょうか。議案の1-3のところの資料を半分折ったところの、ちょうどその線上にあるところにグレーチングがあります。これ多分グレーチングだと思います。前にいただいた資料のところには、グレーチングって書いてあるので、そこはなぜ位置が変わったのかということをお伺いしたいと思います。

それと、前にいただいた資料との比較なのですが、前はアスファルト塗装新設A-8-15とか、コンクリート舗装新設ってありましたけれども、今回表記されていないのはどういう理由によるものなのかを説明していただきたいと思います。

それと、議案の1-4、やっぱり1階の平面図です。1階の平面図のところ、下というか一番下のところに、出入口から受付まで入るところに、四角く囲ってあるところ、これはこのように入っていくのだという意味かもしれませんが、なぜこうなっているのか、前の資料には書かれていなかったの、これは改めて書かれたのだと思いますけれども、この点について伺いたいと思います。場所、おわかりになるでしょうか。済みません、何かわかりにくくて、1-4のページの一番下のところに入り口から入って受付に行くまでのところ、順路みたいの書いてありますけれども、これはこういうふう位置が書かれているのかどうか、ちょっと細かいのですけれども、お伺いしたいと思います。

それと、議案の1-7のところですが、立面図って書かれています。右の上の南側立面図があります。このところに今回防水仕上げ、前は防水というのがなかったのですけれども、今回の防水って書かれたところがあります。前は防水まで書かれていなかったのですけれども、それは単なる書き落としなのか、それとも、今回新たに防水となった理由についても伺いたいと思います。

それと、今度議案の1-8です。既存棟の立面図、これ下の部分に前回アルミ製の建具取りかえとあり

ました。今回、新設って書いてありますけれども、これはどういうことなのでしょう。単なる表記の違いなのかどうかも伺いたと思います。

それと、南側立面図S、1対100、これ100分の1ということなのかもしれませんけれども、前は1対200って書いてあったのです。これは単なる表記の違いなのか、ちょっとその辺よくわからないので、伺いたと思います。

それと、1-9です。これ絵が描かれています。この絵が描かれていて、前にはなかったところがあります。これは最初設計のときに書き落としたのか、それとも今回新たにやったのかは、わからない2点があります。それは、ちょうど1階の部分と2階の部分があります。1階の部分に茶色の格子みたいのがありますけれども、これを設置した理由、前の説明ではなかったもので、その隣にあるのは、これは何か訓練用の建具というか、そういう機能を持っているのかどうか、その点について伺いたと思います。

それと、次のページの1-10なのですけれども、あくまでも前にいただいた資料との比較で質問しています。ここに外からの図があります。これ前になかった、これは自転車駐輪所みたいのがあるのですけれども、これは新たに設置したということでもいいのかどうか、ちょっとその点の確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（酢崎義行） たくさんありますので、答弁できるところから、順次お願いします。

総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 総務課長の豊田です。よろしくをお願いします。私のほうから2点ほど、まず3者辞退というところの辞退理由からなのですけれども、今回3者辞退したわけなのですけれども、その理由について、1者については、工事を請け負った場合の技術者の確保に難があるということです。もう2者については、会社の都合ということで、それ以上の詳しいお話は聞いていませんが、辞退書というものを受け取っておりますので、それに記載されている内容となります。

もう1点、改修工事を行いながら勤務に支障はないのかという話なのですけれども、改修工事をやりながらの勤務にはなりますが、特に問題はなかろうかと感じています。

以上です。

（何事か言う人あり）

○議長（酢崎義行） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時24分

---

再開 午後 2時25分

○議長（酢崎義行） 再開します。

消防長。

○消防長（須藤達也） 以前お示しました設計図書につきましては、この実施設計に入る段階での図書ですので、確定したものでなかったと、今度この図書につきましては、入札をするに当たって確定した図書ということで、多少変更が加わっているというふうにご理解いただければよろしいかと思います。細かい内容につきましては、担当者のほうに問い合わせさせていただいてもいいのですが、そのような形で対応させていただければと思います。一つ一つやはり必要でしょうか。

○議長（酢崎義行） 反問する場合は、事前に議長の断りを得てお願いします。

7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 本会議でやるのが意味があるのであって、あくまでも確かに最初の設計と多少の違いがあるというのは、それはわかりますけれども、ただ余にも私は全て細かく見たわけではないので、気がついたところを大ざっぱに質問したのであって、私の質問の内容そのものは、ご理解いただけたでしょうか。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 済みません、ちょっと質問の順位とは異なってしまいますけれども、回答をさせていただきます。

まず、駐輪場の件に関しては……

○7番（山田喜代子） ちょっと済みません、ページを教えてください。

○総務課長（豊田徳之） 審議資料のほうの1-10、パース図のほうで、先ほど駐輪場のようなものというお話があったかと思えますけれども、これは駐輪場として作製するものです。

次に、審議資料のほうなのですが、1-9、これもパース図ですか、まず格子状のものなのですが、日よけの意味を加えて格子状になっております。もう1点、その図面上ですと右側になりますか、これは懸垂幕等を掲示するものになっております。

次なのですが、1-7、1点が、まず略図の表記ということであったかと思えますけれども、今回示させていただいたものに関しては、1対100というもので示させていただいたということです。もう1点、1-7からなのですが、防水となっているところなのですが、これは防水ということで間違いのない、こちら正解という言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、このとおりです。

申しわけありません。次が、審議資料1-4のほうの1階の出入り口の件について、ご質問があったかと思えますが、視覚障害者のための点字ブロックになっています。

済みません、1-3、グレーチングの位置なのですが、水勾配、水を流すための勾配をつけて、そこに集めるためにつくっているのですが、若干当初の設計とは位置がずれております。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 山田議員。

○7番（山田喜代子） では、次の質問に入ります。辞退のことです。これは2者が会社の都合ということで、応募しておきながら、なぜ辞退したのかなというのがありますけれども、それはさておいて、その1者の技術者が確保できなかったというのがありますけれども、実際にこういう仕事をするということだったならば、会社そのものは、あくまでも技術者確保の上で応募するのが筋ではないかなというふうに、私は素人考えで思ったのですが、この点について、もう一度の説明を伺いたいと思います。

それと、1-3のところ、グレーチング、これ水の勾配で当初と位置がずれているとありましたけれども、そもそも、最初の設計のときに、しっかりとした設計をしなければいけないのではないかなと思いましたので、ちょっとその点について、もう一度お伺いしたいのと、あと答弁漏れのことなのです。アスファルト舗装、新設というのが今回表記されていなかったのは、どういうことなのかということ、ちょっとまだ答弁いただけていないので、もう一度お伺いしたいと思います。

1-4の点字ブロックについてはわかりました。これはしっかりと、ほかのところでもそうですけれども、かなりはっきりと濃い黄色になっているのが、今薄くなっているところがいろんな公共施設で見られますので、これはしっかりと点字ブロックということをお知らせしていただきたいと思います。

それと、あと100分の1ではなくて200分の1、これ今回100分の1ですか、これそうした理由は何でしょうか。何でそういうふうにしたのですか。その理由について伺いたいと思います。

あと日よけと懸垂幕のことはわかりました。これは何か訓練のことかなと思ったのですが、懸垂幕で皆さんにいろいろな啓発をするということだろうと思いますので、わかりました。

それと、同じ1-8のところで、最初アルミ製の建具取りかえとあったのが、今度は新設になったというのはどういうことなのでしょう、これ答弁いただいていたので、伺いたいと思います。1-8です。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） まず、1点目、辞退理由の中で技術者の確保ができないというところなのですが、辞退理由として書かれているものがそういうことで書かれていましたので、それ以上のことは詳しくこちらでは把握してございません。

2点目のほうなのですが、グレーチングの位置についてなのですが、最終的に一番利用しやすいといえますか、水の流れ、そういうものを把握して、設計上ここが一番いいという判断になりましたもので、これは位置がずれたものでございます。

縮図のほうの1対100というところなのですが、この1対100に落とさせていただいた上で、これで図面を詰めさせていただいて、この1枚の中におさめさせていただいたというところがありますので、それ以上の理由があって、200を100にしたということはございません。

1点、アスファルト防水の関係なのですが、もう一度質問の内容をお願いできますか。

○議長（酢崎義行） では、今の件に対して、追加の説明をお願いします。

○7番（山田喜代子） 議案の1-3のところで、前のところは、前の資料はお持ちではないですね。そこには、表のことについてかなり詳しく書かれているのです。それなのに今回アスファルト舗装、新設、A-8-15とかコンクリート舗装、新設というふうには、前は書いてあったのです。それがなかったのです。ということなのかなと思って、つまり前回のところは、床のところが素材をはっきりと説明があったのです。その説明が今回省かれていたので、それはどういうことなのかということをお聞きしたかったのです。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 答弁漏れを含めて2点ほど、まずアスファルトの関係なのですが、全面ここは改修して、もう一度アスファルトを施工し直すというような予定になっております。表記の関係に関しましては、やる、やらないという関係とは異なって、書いてある、書いてないという、ちょっと差が出てしまいましたが、全面ここは改修予定でございます。

もう1点、資料の1-8のほうの窓の位置なのですが……

（「新設」と言う人あり）

○総務課長（豊田徳之） 窓の新設の関係なのですが、仮眠室との関係からつくられているものです。以上です。

○議長（酢崎義行） 山田議員、今の答弁でよろしいですか。まだ答弁漏れはありますか。

○7番（山田喜代子） いいですか、では最後の質問ということで。

○議長（酢崎義行） 3回目になります。答弁漏れでしたら続けてもいいですが、

3回目、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 答弁漏れですけれども、3回目ということでお伺いしたいと思います。今おっしゃった仮眠室の関係というのは、これは仮眠室だから、窓が違うのだということなののでしょうか、ちょっともう一度お伺いしたいと思います。

それと、最初に戻ります。辞退のこと、辞退届に書かれているからというふうにおっしゃいますけれども、やっぱりその辺、辞退届のことについては、もう少し詳しく相手のほうから、技術者の確保ができなかったという一番基本的なところですから、その辺は辞退届にもっと詳しく理由を書くように、これから指示していただけたらというふうに思います。

それで、あとは先ほど立面図のS、1対100というのを1対200というのは、別に余り意味がないみたいなこと言われましたけれども、やはり最初の設計図を見ながら私たちも検討するので、それは統一していただけたらと思います。それと、お願いなのですが、もう少し字を大きくしていただけたら、より見やすい。余り小さくて、私も眼鏡かけないで見えるのですけれども、それでもかなり文字が小さいので、やはり説明責任という立場から、議員にわかりやすく説明するというので、いろいろな説明の文字を大きくしていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（酢崎義行） 今の件は、議長のほうから、また別のルートで申し込んでおきます。

○7番（山田喜代子） お願いします。

○議長（酢崎義行） この件についての答弁、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 申しわけございません。まず、窓の関係なのですけれども、資料のほうだと1-5で平面図があるかと思えます。その中で、廊下に面する部分と仮眠室に面する部分とによって、窓の大きさが変わっております。

もう1点、辞退届の辞退理由のところなのですが、業者さんのほうは、入札の申請にまずいらっしゃるのですけれども、その申請にいらっしゃったときに、初めてうちのほうから図面図書を渡すようになっていきます。それを見た上で、また向こうが判断しておりますので、それで辞退されるという場合もあるかと思えますので、その辺について、詳しいお話というのはちょっと聞いていないのが現状でございます。

あと、資料の件は、検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はございませんか。

9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） それでは、質問します。先ほど辞退した会社の話がありましたけれども、まずこの開札調書を見ると、この広島建設株式会社というところと契約をしたということなのですが、この締結に向けては、印西市の条例を準用するというふうにあります。この契約の方法が事後審査型制限付き一般競争

入札、これは言うまでもないのですが、入札後に最低価格の入札者から順に参加資格要件の審査を行いまして落札者と決定すると、こういうことになっているようですけれども、私、この印西市の制限付き一般競争入札実施要領というのを、ちょっと見てみました。そうしますと、ずっとあるのですけれども、4番目に印西市入札等審査会に提出するものとする。確認の結果、落札候補者の入札参加資格のあることを確認した場合には、今申しあげましたように、印西市入札審査会等に提出するものとする。それを印西の場合は市長ですから、ここでは管理者は審査会の意見を聞いて資格の有無について承認するものと、こういう流れになると思う。ここでは審査会があるのかどうか、どういう経緯を経てクリアをしたのか。それから、そのクリアしたポイントは何だったのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（浅野富夫） 消防本部次長の浅野でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、入札審査会について、消防組合で委員会があるか否かというところでございますが、入札等審査会は印西地区消防組合のほうも持っております。

失礼いたしました。続けてお答えいたします。審査会の具体的な内容でございますが、今話しました入札等審査会でございますので、まず内容等につきましては、競争入札を希望するものの資格審査基準、こういうものにまず関すること、それから入札参加業者選定に関すること、入札参加資格者の抹消、一時停止及び指名停止に関すること、随意契約以外の随意契約の審査に関すること、この辺の内容をまろもろ審査させていただきまして、今回クリアさせていただきました。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） 審査会があるということなのですが、この組合ではどういうメンバーで審査会が組まれていて、まずメンバーをお知らせいただきたいと思ひます。

それから、今審査をしている中に資格基準とか、指名の停止がなかったかどうかとか、いろいろ審査をされたというふうに思ひますけれども、この金額を見ていきますと、2番手に古谷建設というのがあります。……これ大丈夫ですか、今までの入っていますか……入っていません。済みません、入っていないということで、もう一度申し上げます。

○議長（酢崎義行） お願ひします。

○9番（竹内陽子） 今、答弁いただいた中で、審査会のメンバー、これをお答えいただきたいと思ひます。

それから、この広島建設に決めたということは、多分審査基準とか指名停止がなかったかどうかとか、そういういろいろ、まろもろを審査したのだと思ひますけれども、2番手の古谷建設、この建設との比較、全てもうこの広島建設、審査したときに、もうこれで、この建設会社で金額も一番低いし、これでいいのだという、そういう審査の仕方なのですか。あるいは、2番手にやはりこの建設の工事内容というか、こういった実施設計とか、そういうものを見ながら、やはり比較するようなこと、よくありますね。値段は安いけれども、余りよくない。ちょっと高いけれども、こちらのほうが非常に効率的でよい、そういったような比較検討はされなかったのか。あくまでも金額をメインにして、この事後審査型制限付き一般競争というのは、金額の低いのがまず一番ですから、これで進めたのか、その点の判断されたところをもう一度お伺ひしたいと思ひます。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（浅野富夫） それでは、審査会の構成委員、これについてお答えさせていただきます。

まず、組織なのですが、委員長を消防本部次長の職にある者ということでございます。それから、委員につきましては消防本部各課長及び牧の原消防署長、印西西消防署長、白井消防署長、都合委員長以下7名で構成されております。

続いて、入札との関係なのですが、今回のこの工事につきましては、指名競争ではなく、一般競争入札でございますので、入札等審査会においては指名ではございませんので、前段でどこの業者が入っているかはわかりません。当然公告をしまして、そこで今回3者辞退とありますが、11者が入ってきたというところでございます。事後審査型ということですので、今、議員おっしゃいましたとおり、価格の安いところから審査をしまして、その審査に合致しているということですので、この広島建設に決めさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） では、その価格の安いところで、まず第1ポイントクリアしたということはわかりました。しかし、やはり先ほどいろいろこの図面を見て、いろいろな指摘する点等がございましたけれども、そういったようなことも含めて、このメンバーの方々の中で、全く異存はなかったのですか。それとも、そういった点が、今回、価格は最低ですけれども、検討するポイントはあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） まず、審査会の件につきまして、審査会については、入札をやる前に要件等を決めるために行う審査会であって、終わってから審査するというような審査会ではございません。よろしいでしょうか。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酢崎義行） 起立全員です。

したがって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酢崎義行） 日程第5、議案第2号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第2号についてご説明いたします。

本案は、老朽化した印旛消防署の消防ポンプ自動車を印西地区消防組合消防車両等整備計画に基づき更新整備するため、地方自治法第96条第1項第8号及び印西地区消防組合において制定すべき条例のうち、印西市条例を準用する条例第2条の規定により準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札手続及び取得の概要の詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（須藤達也） 議案第2号について補足説明させていただきます。

初めに、入札手続についてご説明いたします。本件につきましては、事後審査型制限付き一般競争入札により執行したものでございます。本年4月20日に入札等審査会を開催し、入札参加要件を決定し、5月15日に入札の公告をしたところ、11者から入札参加の届け出がありました。6月13日、11者による入札を行った結果、株式会社ベルリングが3,320万円で落札候補者となり、事後審査の結果、資格要件に該当しておりましたので、同社と消費税を含めました3,585万6,000円で取得するものでございます。

以上が入札手続の経緯でございます。

続きまして、取得する財産の概要についてご説明をいたします。お手元の審議資料、議2-1ページをごらんください。取得する車両は、消防自動車3トン級シャーシに自動車排ガス規制適合のディーゼルエンジンを搭載し、乗車定員は5名、悪路走行にすぐれた4輪駆動方式としています。主たる装備品として、毎分2,000リットル以上の放水能力を持つA-2級の消防ポンプを備えております。吸管は左右どちらからでも取り出せ、電動で巻き取る装置を備えております。また、放水圧力の自動調整や手引電動ホースカーによって作業の省力化を図ることとしています。当該車両は、消火栓や防火水槽からの単独放水や他の消防車両への中継送水を行い、大型消防車両が進入困難な狹隘道路や水利状況が悪い火災現場でも中継送水が容易にできるよう小型でコンパクトな仕様となっております。

納期につきましては、平成30年3月9日までとしております。

なお、審議資料の議2-2ページには、開札調書を添付してございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） それでは、質問します。この提案趣旨で、老朽化したためって、ありますけれども、これはどのぐらい年数がたったのかということと、走行距離も伺いたいと思います。

それと、仕様一般で、これは乗車定員5人とありますけれども、もう必ず5人乗れるという体制になっ

ているのかどうか。

それと、今消防ポンプ自動車はかなり性能がいいというように私は受けとめました。狭い道路でも入れるということで、今までの車両との違いというのは、どこが違うのか、今説明があったと思いますけれども、今まで購入した消防ポンプ車との違いについて確認したいと思います。

それと、開札調書のところを見ますと、落としたところがこれ計算すると99.6%で落としたって、かなり100%に近い金額で落としたということについての、状況について伺います。かなり差が皆さん競っているのです。株式会社ネイチャーも40万の差ですし、長野ポンプ株式会社も30万の差という、かなり競っていて、株式会社ベルリングが100%に近い率で落としましたけれども、このことについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 警防課長の石井でございます。私のほうからお答えさせていただきます。答弁漏れがありましたら、ご指摘をいただきたいと思います。

まず、走行距離ですが、5万2,876キロでございます。初年度登録でございますが、平成10年3月20日でございます。なお、これまでの違いということでございますが、今回は昨年納入した車とほぼ同型でございます。

それから、定員のことでございますが、これは印旛消防署で救急車等の乗りかえ運用、つまり火災があった場合は、救急車を置いて、救急車の3人がこの車に乗って火災出動に出るということでございますので、車の定員は5人となっておりますが、通常の運用は3人で行うということでございます。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 落札の結果、99.6%というところですが、あくまでもこれは入札の結果ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 想像したとおりのお答えでした。それは結果なのだと、印西市でもそういうふうにご答弁しますが、かなり高額なので、ちょっと不安に思ったものですから質問しました。

再質問です。走行距離と年数、それぞれお伺いしましたけれども、これはあくまでも基準としては、走行距離を基準にするのか、それとも年数を基準にするのか、ちょっとその点について伺いたいです。

それと、乗車定員5人って書いてありますけれども、実際には救急車から乗りかえて3人でオーケーということなのですね。では、そうしましたら乗車定員の5人というのは、何をもって定員って決めるのか、済みません、ちょっとその辺、よくわからないので、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 乗車定員でございますが、道路運送車両法、そちらのほうで椅子の数とか、車の大きさによって、定員は定められております。

それから、年数と距離で、何で決めているのかということでございますが、消防車両というのは、まず

年数でございますが、印西地区消防組合車両整備計画というものが平成28年度から47年度までで計画してございます。それから、走行距離と何を根拠にということなのですが、消防車というのは、ご存じのとおり、走行距離だけではなくて、停車して火災のときにエンジンをかけて、そのエンジンの駆動で消防ポンプ自動車動かして、消火作業に当たるといいますので、実際には走行距離よりもエンジンをとめて放水している時間のほうが長いということがございますので、消防自動車には走行距離以外にアワーメーターというのが、エンジンの稼働の時間を表示するメーターがついてございます。それを計算しますと、この時間が4,527.1時間となっております。これを走行距離、つまり40キロ走行ということで計算しますと、約18万キロ走行したことに値することとなっております。

以上です。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） つまり老朽化したというのは、走行距離や時間ではなくて、エンジンをとめて消火するので、それが4,527時間があったので、何か40キロなので18万キロっておっしゃいましたけれども、何かこの辺、老朽化して常にいい状態で車を使うというのは、もちろんそれは基本的なことですが、今の説明では、ちょっとまいちよくわからなかったもので、済みません、もう一度説明お願いしたいのと、車両計画、平成28年から47年までの計画があるからっておっしゃいましたけれども、ちょっとその点についてのそのことの整合性といいますか、それちょっともう一回お伺いしたいと思います。

それで、乗車定員5名です。これ椅子の数とか、これだけの人が乗れますというけれども、実際には十分3名で対応できるというふうに捉えていいのですね、その確認したいと思います。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 訂正をさせていただきます。車のエンジンをとめたという状況を、ちょっと話してしまったかと思うのですが、エンジンをとめたのではなくて、車を停車してエンジンを駆動させているということでご理解ください。失礼しました。

それから、消防車両更新計画は、年数によりますと、1年に4台も5台もという更新になってしまうと、ですから、それを予算の平準化をするために救急車であれば8年から10年、2年の幅があると、今回の車のように、老朽化していながらも使っていた車については、もうちょっと予算の中で平準化するために年数を延ばしたりしているということでご理解ください。

以上です。

（何事か言う人あり）

○議長（酢崎義行） 答弁ありますか。

消防長。

○消防長（須藤達也） 消防車の基本的な考え方としまして、普通の消防車両はおおむね15年、はしご車であれば20年とかという形では大まかな目安としてはつくっております。その中で、やはり先ほど警防課長が申したとおり、予算の平準化等々で前倒したり、後に回したりという部分もあります。そういうことをしながら計画をつくって更新をさせていただいているということでご理解をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 財産の取得についてを採決します。

議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酢崎義行） 起立全員です。

したがって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酢崎義行） 日程第6、議案第3号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第3号についてご説明いたします。

本案は、老朽化した高規格救急自動車非常用車両を印西地区消防組合消防車両等整備計画に基づき更新整備するため、地方自治法第96条第1項第8号及び印西地区消防組合において制定すべき条例のうち、印西市条例を準用する条例第2条の規定により準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札手続及び取得の概要の詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（須藤達也） 議案第3号について補足説明させていただきます。

初めに、入札手続についてご説明いたします。本件につきましては、事後審査型制限付き一般競争入札により執行したものでございます。本年4月20日に入札等審査会を開催し、入札参加要件を決定し、5月15日に入札の公告をしたところ、1者から入札参加の届け出がありました。6月13日、1者による入札を行った結果、千葉トヨタ自動車株式会社が2,070万円で落札候補者となり、事後審査の結果、資格要件に該当しておりましたので、同社と消費税を含めました2,235万6,000円で取得するものでございます。

以上が入札手続の経緯でございます。

続きまして、取得財産の概要についてご説明いたします。お手元の審議資料、議3-1ページをごらんください。取得する車両は、高規格救急自動車専用シャーシにガソリンエンジンを搭載し、乗車定員は7名、悪路走行にすぐれた4輪駆動方式としております。主たる装備品としては、緊急走行時傷病者への振動を軽減する防振架台、ストレッチャーは小回りのきく4輪操舵型としております。当該車両につきまして

は、消防力の整備指針に基づく非常用車両として整備するとともに、非常用水槽車との乗りかえにより機動力の向上を図るほかに、救急車が故障した場合、または車検時にも対応するもので、牧の原消防署に配備します。

納期につきましては、平成30年2月16日までとしております。

なお、審議資料、議3-2ページには、開札調書を添付してございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 先ほどと同じ質問になりますけれども、その老朽化したことによる購入ですけれども、走行距離、あと年数、それと先ほどメーターについてもお答えいただいたので、その3点、まず最初にお伺いします。

それと、やはり乗車定員7名とありますけれども、実際7名ではなくても、何名かで対応できると思いますけれども、その人数もあわせてお伺いしたいと思います。

それと、車検のときに対応できるってありましたけれども、済みません、そのこともう一度説明お伺いしたいと思います。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） まず、更新の年数でございますが、非常用車両でございますので、10年としてございます。なお、走行距離ですが、平成30年2月で満10年が経過し、走行距離は16万1,000キロとなっております。

現在乗車定員7名でございますが、道路運送車両法で定められておりまして、救急車は普通の乗る席の確保ということで寝台と、寝台の隣に長椅子みたいな状況にあります。そちらも含めまして7名が乗車できるということになってございます。

以上です。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（須藤達也） 乗車定員の7名の中で、ふだん活動をしている隊員は3名が乗車しております。そのうち最低1名は、ほぼ救命士が乗車していると、多いときは3名乗車しているときもございます。

それから、車検のときというお話ですけれども、今常時稼働している救急車7台ありますので、それが毎年何台かは車検が来ます。車検のときは1日または2日稼働できないということがありますので、そのときに、ここにある車両を所属に持って行って、その救急車で通常運用をするという形をとってございます。

以上です。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） アワーメーターのお話でございますが、救急車にはアワーメーターはついてございません。先ほど言ったとおり、火災のときは車両が停車した活動がありますが、救急車はそのようなことがございませんので、病院に向かうまでの距離は走行距離で表現してございます。

以上です。

○議長（酢崎義行） よろしいですか。

○7番（山田喜代子） はい、わかりました。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はございませんか。

9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） 質問をいたします。開札調書を見ますと、トヨタ1者なのです。前回はそういうことだったので、答弁の平成28年第2回の臨時会の議事録見ますと、消防長が答弁しているところをちょっと読みますと、なぜか今年度は千葉トヨタしか来ていただけなかったというのが事実でございます、こういうふうに答弁しています。これはどうしてこの1者しか来ないのか、これはまだほかにありますね。この辺がなぜかなというのがよくわからないのですけれども、どういう形でその入札の公開をしているのか、ちょっとよくわからないのですけれども、そこ1点です。

それから、もう一つ、今回入札金額が2,000万ちょっとありますけれども、前に私がこういう質問しました。前の救急車のときには3,000万近く、たしかあれは補正で1,000万ぐらい安くなったと、それは既存のものを利用できたからということで安くなったということの後で伺いましたけれども、今回この2,000万で、そしてこの主たる備品を搭載するのですのですけれども、前回と今回のこの救急車の根本的な1,000万の違いというのはどういうことなのか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（浅野富夫） それでは、まず私のほうから、なぜ1者しか入札に入ってこなかったのかというところでお答えさせていただきますが、当然ながら公告をしますが、その結果トヨタしか来なかったというところでご理解いただければと思います。これは平成28年度、前年度も同様でございます。1者入札でございます。よろしく申し上げます。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 私のほうから差額についてお話しさせていただきます。

なお、本年度の車は昨年度と違いまして、非常用車両でございます。ですから、載せかえ品について、非常用車両からの載せかえとなりますので、物品とか電子機器、それは耐用年数のものを積んでございます。ですから、載せかえるものは載せかえるということで、1,000万円近くなると思います。減額で少なくなります。そのことから、逆に申し上げますと新品を買いませぬので、耐用年数のあるもの、修理がきかないものについては、今後年数の切れるところで予算化して積みかえるというふうな形になります。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） よろしいですか。

○9番（竹内陽子） 了解。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありませんか。

8番、板橋睦議員。

○8番（板橋 睦） それでは、今の竹内さんの続きになるのですけれども、この新しく今回購入する車が、今の答弁ですと非常車、予備車というような位置づけなので、使える車の中の備品ですか、それが使えるものは使うというような、答弁だったかなというふうに思うのですけれども、要するに各署に配車をする

ものについては新車で、その中の医療をする部分の内装も全部新しいものにするけれども、今回は非常車、予備車であるものだから、使えるものは使って車の本体、シャーシだけをトヨタから買うような状況なので、1,000万円安くなるというようなことでよろしいのかどうかを確認いたします。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） はい、そのとおりでございます。なお、高度救命処置を行う高規格の装備品として、これが約1,000万円近く、970万円ほどかかっています。それは年数によって多少異なりますが、これが約1,000万円近くかかっていますので、ご理解していただければと思います。

○議長（酢崎義行） よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 財産の取得についてを採決します。

議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酢崎義行） 起立全員です。

したがって、議案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酢崎義行） 日程第7、議案第4号 平成29年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第4号についてご説明いたします。

本案は、旧印西消防署庁舎等解体撤去を実施するための債務を負担するため、債務負担行為の追加補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） 議案第4号について補足説明させていただきます。

平成29年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）をお開きください。このたび補正をお願いいたしますのは、旧印西消防署庁舎等解体撤去に伴う債務を負担するため、債務負担行為の追加補正をする

ものでございます。

初めに、旧印西消防署につきましては、平成28年9月28日に消防署機能を印西市竹袋403番地15に移転したことに伴い、当該庁舎及び土地に関しまして、平成28年11月1日に印西市と使用貸借合意解約書を締結し、消防署としての機能を停止しているところでございます。また、当該庁舎等につきましては、印西市により平成29年度から30年度にかけ、解体撤去工事が予定されているところでございます。

当消防組合といたしましては、当該庁舎等の一部を財産として所有していること、また、当消防組合の管理のもと、長期間にわたり無償で使用していたことを勘案しますと、当該解体撤去工事に係る費用について、その一部を負担する必要が生じているところでございます。

次に、本解体撤去工事に関する費用につきましては、印西市防災課、財政課、管財課及び白井市市民安全課、財政課との協議におきまして、印西市が実施する解体撤去工事の費用のうち、当消防組合が所有する庁舎等の一部に係る撤去費用と印西市が所有する庁舎等に係る撤去費用のうち、当消防組合が管理しておりました期間について考慮した金額を当消防組合による負担金として負担することとなりました。

この協議結果から、印西市が行う解体撤去工事が終了する平成30年度に負担金を支出する旨の協定が印西市と締結する必要があり、第1表、債務負担行為補正のとおり、平成29年度から30年度までの2カ年度において2,567万1,000円を上限とし、旧印西消防署庁舎等解体撤去負担金に係る債務負担行為を追加させていただくものでございます。

なお、当該負担金につきましては、解体撤去工事が終了し、その事業費が決定した後に精算を行うことから、平成30年度に歳出予算を計上するものでございます。

以上で平成29年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） このことについては、印西市の土地だということで、きのう担当課に聞きました。そうしますと、印西市の平成29年の当初予算のところに財産管理費として印西市は工事請負費で5,100万円計上していました。このほかに印西市として委託料8,000万円あるのですけれども、それはこれの一部ということで、工事請負費の5,100万円が計上されました。印西市が当初予算に計上しているのに、この組合では、なぜ今になったのかということが、ちょっといまいよくわからないので、その説明をしていただきたい。これ追加って書いてありますけれども、追加というよりも、これ全く初めての計上になるのです。その点について、もう一度説明を伺いたいと思います。このことについて、やはり消防のほうにも少し聞いたのですけれども、それによると平成14年から建物は組合管理とか、いろいろ説明いただきましたけれども、これについても今の説明ではその話がなかったので、成り行きというか、今までの経過みたいのをあわせてもう少し詳しいお話を伺えたらと思います。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） まず、1点目のなぜ当初予算になかったのかということなのですが、これまで印西市、また消防組合を構成する印西市、白井市とずっと協議を重ねてきておりまして、去年当初

の段階ではそれらがまだ決定になってございませんでしたので、予算化することがまだできませんでした。

今回もう一点追加という表現をさせていただいているところなのですが、全体予算の追加という意味合いで、追加という表現をさせていただいております。経緯ということよろしいですか。先ほど答弁させていただきましたとおり、旧印西消防署なのですけれども、建物の一部、2階の部分なのですが、その部分に組合の所有部分というものがまずございます。それと、駐車場といいますか周りにプレハブの倉庫、これがまず組合の所有物になります。それと、ホースを乾燥させるためのホースタワーというような工作物もございます。それが組合の所有物になります。全体を解体する上で、組合の所有物はまず組合の負担という格好になっております。メインの消防庁舎本体についてなのですけれども、平成13年度までは自賄い方式といいまして、各市町村が庁舎の管理をする、庁舎と車両、土地なども込みなのですが、各市町村で管理をするという約束事で組合のほうは運営されてきました。平成14年度から基準財政需要額というものから負担金等構成するようになりましたので、今度はそのときからは組合の管理ということで印西消防署のほうは管理してまいりました。そのようなことから、要は管理区分です。平成13年度までの日付と14年度から撤去までの日付で区分させていただいて、それを工事の負担割合ということで決めさせていただきまして、それをもとにして残りの設計費などもその負担割合に応じて案分させていただいたという形になっております。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありませんか。

8番、板橋睦議員。

○8番（板橋 睦） では、質問させていただきます。これの債務負担行為とは直接関係ないのかもしれませんが、この工事の進捗状況というのですか、進行計画というのはどのようになって、最終的にはどの時点で全て撤去が終わるのかを、私、印西市のほうからの選出議員としては、ちょっとそここのところに関心があるものですから、そこをちょっとお示しいただきたいと思います。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（豊田徳之） まず、本工事の基本的な考え方なのですけれども、工事としては印西市の工事という形になります。それに組合が負担金という形で負担分を支払うという形になっています。工事の進捗状況というところなのですけれども、今、きょうこれで可決した以降に協定を結ぶような格好で進むかと思います。その後、印西市のほうで工事業者さんと契約という格好になろうかと思います。平成29年度、今年度から開始されて30年までを見込んでおります。30年度まで見込んでおる内容の中には、工事による近隣の住宅への補償、それまで見込むために30年度まで見込むというようなお話は聞いております。実際のいつまでに、どのくらい進むかというのは、現時点ではちょっと私のほうからはお答えできるものがございません。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢崎義行) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成29年度印西地区消防組合一般会計補正予算(第1号)についてを採決します。

議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(酢崎義行) 起立全員です。

したがって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

---

◎報告第1号の上程、報告、質疑

○議長(酢崎義行) 日程第8、報告第1号 継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

管理者。

○管理者(伊澤史夫) 報告第1号 継続費繰越計算書の報告についてご説明いたします。

本案は、平成28年第1回印西地区消防組合議会定例会で平成28年度から平成29年度までの継続費としてご承認をいただきました白井消防署大規模耐震改修及び増築事業にかかわる1,953万円を翌年度に繰越ししましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

○議長(酢崎義行) 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(酢崎義行) 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

---

◎報告第2号の上程、報告、質疑

○議長(酢崎義行) 日程第9、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

管理者。

○管理者(伊澤史夫) 報告第2号についてご説明いたします。

内容は、平成28年12月14日10時40分ころに、印西市木刈2丁目16番1号地先路上において、職員の運転する救急車と、片側2車線の道路を同一方向に走行していた相手方の普通乗用車が急な進路変更をしたことから、回避し切れず双方の車両が接触した事故でございます。

和解の条件としましては、当消防組合の過失割合を2割、相手方過失割合を8割とし、本事故に関する一切の損害賠償金として対物賠償8万4,788円を支払うものでございます。

なお、本件示談のほか、組合と相手方には一切の債権債務関係がないことを確認しております。

今後、職員には職務を遂行するに当たり、常に緊張感を持って業務に当たり、事故など起こさぬよう、

なお一層の注意喚起を図ってまいります。

以上、報告させていただきます。

○議長（酢崎義行） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 3点お伺いします。今、割合が8、2というふうにお伺いしましたけれども、何かこれ一方的に相手方が悪いような印象を受けるのですけれども、この点についてちょっとお伺いしたいと思います。

それと、この保険金を払うことによって、これから保険金の支払いが生じるとは思いますけれども、毎年の、その変更はないのでしょうか、影響はないのか。

それと、双方に怪我はなかったでしょうか。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 警防課の石井でございます。私のほうからは、その割合についてご説明申し上げます。

当組合が契約している保険会社の判断であることとご理解ください。なお、8、2のことですが、相手方が管内の住民であるということから、2割で了承したということでご理解いただければと思います。

（「和解だろう」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 失礼しました。和解ということで、2割で了承しているということでご理解ください。

（「負担金」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 警防課長、続けてお願いします。

○警防課長（石井幸夫） 恐れ入ります。負担金の話ですが、保険の仕組みとして、保険を使いましても保険金額は上がらないという保険の契約でございます。

怪我につきましても、双方とも怪我はございません。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 8、2は和解をしたからという話が今出ましたけれども、それはそれとして、対象の方が管内の住民だからって、これっていいのですか、これ公の場で言ってしまって。そうしたら、管外だったら、また負担割合も変わるということなのですか。それは保険会社がこう判断したからなのですか。何かこの辺、幾ら相手方がどこに住んでいるかによって変わってしまっているのか、済みません、それがよくわからないので、説明をお願いします。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 訂正させていただきます。あくまでも保険会社同士のお話で、8、2と決まったものでございます。管内の住民であるというのは、私の失言でございますので、訂正させていただきます。

- 議長（酢崎義行） よろしいですか。
- 7番（山田喜代子） わかりました。
- 議長（酢崎義行） ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。  
これで報告第2号を終わります。
- 

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（酢崎義行） 日程第10、同意第1号 印西地区消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

板橋睦議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥事件に該当しますので、退場願います。

（8番 板橋 睦議員退場）

- 議長（酢崎義行） 本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

- 管理者（伊澤史夫） 同意第1号についてご説明いたします。

本案は、議会選出監査委員の選任でございます。本年6月19日をもって、議会選出監査委員、岩崎成子氏が監査委員を辞職されましたので、新たに印西市議会から当消防組合議会に選出しております板橋睦議員にお願いいたしたく提案し、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（酢崎義行） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（酢崎義行） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 印西地区消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

同意第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（酢崎義行） 起立全員です。

したがって、同意第1号については原案のとおり可決されました。

板橋睦議員の入場を許します。

(8番 板橋 睦議員入場)

○議長(酢崎義行) この際、お時間をいただきまして、ご挨拶申し上げます。

私は、平成27年の7月に、議員皆様のご推挙によりまして、本日まで当議会の議長を務めさせていただきました。本日まで大過なく務めることができましたのも、議員各位、管理者、副管理者を初め消防組合職員の皆様、消防組合管内の住民の皆様のご理解、ご協力をいただいたことと、ここに改めて厚く御礼申し上げます。

このたび一身上の都合により、議長職をやめさせていただきたく、お願い申し上げます。

昨今、毎日のように自然災害や人的災害等が報道され、消防に寄せられる期待はますます大きなものとなってきていることを実感しております。このような中で、消防に課せられた使命達成のため、さらなる向上と成果を求め、住民のニーズに応えていかなければならないと思っております。

今後とも印西地区消防組合発展のために微力を尽くしてまいりたいと考えております。倍旧のご指導、ご鞭撻のほど、ひとえにお願い申し上げます。辞職の挨拶といたします。

副議長、議長席にお願いいたします。

(議長、副議長と交代)

○副議長(竹内陽子) 議長を交代をいたしました。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後 3時40分

---

再開 午後 3時50分

○副議長(竹内陽子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程の追加

○副議長(竹内陽子) ただいま酢崎義行議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

○副議長(竹内陽子) 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議長辞職の件

○副議長(竹内陽子) 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、酢崎義行議員の退場を求めます。

(10番 酢崎義行議員退場)

○副議長(竹内陽子) 書記長に辞職願を朗読させます。

○議会書記長(山下浩一) 辞職願を朗読いたします。

平成29年7月4日

印西地区消防組合議会副議長 竹内陽子様

辞職願

印西地区消防組合議会議長 酢崎義行

このたび一身上の都合により、平成29年7月4日をもって議長職を辞職いたしたく、ここに許可されるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（竹内陽子） お諮りします。

酢崎義行議員の議長辞職の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○副議長（竹内陽子） 異議なしと認めます。

したがって、酢崎義行議員の議長辞職の件を許可することに決定いたしました。

酢崎義行議員の入場を許します。

（10番 酢崎義行議員入場）

---

#### ◎日程の追加

○副議長（竹内陽子） ただいま酢崎議長の辞職により、議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○副議長（竹内陽子） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程を変更し、直ちに選挙を行うことに決定をしました。

---

#### ◎議長の選挙

○副議長（竹内陽子） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○副議長（竹内陽子） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法ですが、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○副議長（竹内陽子） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に近藤瑞枝議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました近藤瑞枝議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

○副議長(竹内陽子) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました近藤瑞枝議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された近藤瑞枝議員が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。

近藤瑞枝議員。

○4番(近藤瑞枝) このたび印西地区消防組合議会議長に選出されました近藤瑞枝でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

近年における各種災害事象から、消防行政は極めて重要視されているところでございます。浅学非才な身ではございますが、議員各位のご協力を得ながら、円滑な議会運営と印西地区消防組合議会の発展のために一生懸命尽くしてまいりたいと存じます。

議員各位並びに消防関係者のご指導、ご鞭撻のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長(竹内陽子) 以上で議長の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

新議長と交代をいたします。

議長、議長席にお着き願いたいと思います。

(副議長、議長と交代)

○議長(近藤瑞枝) 議長を交代いたしました。

これより10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時56分

---

再開 午後 4時03分

○議長(近藤瑞枝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程の追加

○議長(近藤瑞枝) お諮りいたします。

議長の選挙に伴い、議席の一部変更について、日程に追加し、追加日程第3として、日程を変更し、直ちに議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

○議長(近藤瑞枝) 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題にすることに決定いたしました。

---

◎議席の一部変更

○議長（近藤瑞枝） 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

お諮りいたします。議長の選挙に伴い、申し合わせにより、会議規則第3条第3項の規定によって、議席の一部を変更いたします。

その議席番号及び氏名を書記長に朗読させます。

○議会書記長（山下浩一） 議席番号を朗読します。

4番の近藤瑞枝議員が10番、10番の酢崎義行議員が4番、以上でございます。

○議長（近藤瑞枝） お諮りいたします。

ただいま朗読しましたとおり議席の一部を変更することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（近藤瑞枝） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読しましたとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（近藤瑞枝） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成29年第1回印西地区消防組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後 4時05分）